

暮らしの困りごと相談

こんなとき、こんな場合

行政相談

ご相談は無料・秘密を守ります。
行政相談委員は親切・丁寧にアドバイス
します。



- ・役所の説明に納得がいかない。
- ・手続きや制度について教えてほしい。
- ・どこに相談したらよいか分からない。
- ・申請したものの処理が遅い。
- ・なぜ不許可になったのか分からない。

次のようなことに関するご相談を受けています。

年金（国民年金・厚生年金・各種遺族年金）・税金（所得税の確定申告・町道民税の申告等）・
借金（多重債務・サラ金等）・医療保険・道路・登記事務・各種行政サービスほか

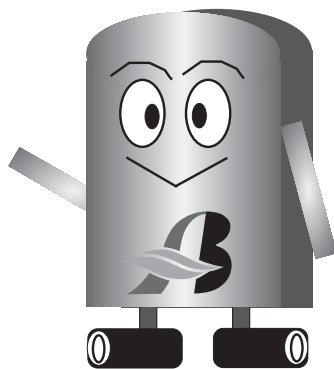
※ご相談は直接委員宅もしくは電話などで常時相談に応じています。

総務省行政相談委員 早来地区 水野 佐 ☎② 3518
追分地区 平野秀樹 ☎② 2774



問合せ 安平町総務課 総務・防災グループ ☎② 2511

貴重なご提言
ありがとうございました。



『ていあんくん』にはみなさんからたくさんのご意見やご提言が寄せられています。

広報あびらでは無記名又は匿名で提案いただいた件についての回答を掲載します。（提案部分は要約しています。）

4月提案・提案者不明
①生ごみの袋をもう少し小さいサイズで作ってほしい。
②役場（追分庁舎）裏口の喫煙所に扉をつけてほしい。

【回答①】住民生活課
ごみ袋の作成については、安平・厚真行政事務組合が担当しています。

現在の生ごみの袋は平成13年からこの大きさ（容量約15

リットル）で作成されていますが、将来の家庭ごみの有料化に併せて意見等を伺いながらごみ袋の種類を検討したいと考えており、当面変更する予定はありませんのでご理解をお願いいたします。なお、ご提案につきましては、貴重なご意見として今後の検討材料とさせていただきます。

【回答②】総務課

役場庁舎における喫煙所につきましては、健康増進法第25条の規定された受動喫煙防止対策として、5月中旬に庁舎1階の建物内部につきましては禁煙することいたしました。なお、平成23年度からは、2階を含め役場庁舎建物内部の全面禁煙を行う方針となっております。（※屋外は喫煙可）

4月提案・提案者不明
ごみ袋の種類について
各家庭（複数人世帯、単身世帯）によってごみの量が異なるので、主要な袋だけでも2種類くらいあると便利。

【回答】

ごみ袋の大きさについては、

分別収集の説明会や「ていあんくん」などで意見が多数寄せられています。これにより、ごみ袋の作成を担う安平・厚真行政事務組合では安平町と厚真町の担当課との協議を行い、資源回収袋を2種類にすることとし、7月頃から変更していくことを決め、広報あびら5月号でお知らせしました。

また、詳細につきましては、本号●ページ「安平・厚真行政事務組合のページ」に掲載しています。

町では、提案箱を町内の10か所に設置し、皆さんのご意見やご提言を行政に反映するよう務めています。無記名でのご提言への回答は広報により行っているため、時間がかかります。

提案用紙には必ず氏名と住所の記載をお願いします。ていあんくんに関するお問い合わせは企画課企画グループ（☎②2751）までご連絡ください。